

# 神奈川県監査委員報告第1号

## 監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和3年2月25日

神奈川県議会議長 嶋 村 ただし 殿  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員 村 上 英 翳  
同 太 田 真 晴  
同 吉 川 知 恵 子  
同 梅 沢 裕 之  
同 小 野 寺 慎 一 郎

### 第1 監査の種類

財務監査（随時監査）及び行政監査

### 第2 監査の対象

- 1 財務監査（随時監査）  
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 2 行政監査  
事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

### 第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようになし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

### 第4 監査実施箇所数

本庁機関2か所及び出先機関5か所

### 第5 監査実施期間

令和2年10月27日から令和3年2月12日まで

### 第6 監査の実施内容

#### 1 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち本庁機関2か所及び出先機関5か所におい

て、令和元年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- ア 予算執行の適否
- イ 収入の適否
- ウ 支出の適否
- エ 会計事務処理の適否
- オ 契約締結手続及び履行の適否
- カ 課税徴収事務の適否
- キ 工事執行の適否
- ク 補助金その他財政的援助の適否
- ケ 現金及び有価証券の出納保管の適否
- コ 財産の取得、管理及び処分の適否
- サ 庶務事務執行の適否
- シ その他必要と認める事項

## 2 臨時行政監査

上記の7か所において、1の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- ア 事務事業執行の適否
- イ 組織及び執行体制の当否
- ウ その他必要と認める事項

## 第7 監査の結果

監査の結果、本庁機関1か所及び出先機関3か所において不適切事項が6件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

### (1) 不適切事項が認められた監査実施箇所（4か所）

#### ア 健康医療局

##### (イ) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
医療危機対策本部室	令和3年2月12日 (令和2年10月28日職員調査)	1 支出事務において、令和2年2月請求分の診療報酬費及び診療報酬事務費 49,168 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、広域災害・救急医療情報システム利用契約（契約額 5,232,000 円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年 10 月 1 日までに行うべきところ、同月 10 日に行っていた。

##### (ロ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項

神奈川県平塚保健福祉事務所	令和3年1月7日 (令和2年9月16日及び同月17日職員調査)	契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託契約（契約額5,521,068円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。また、契約期間を平成31年4月1日から令和2年3月31日までとすべきところ、契約書には契約期間の終期を誤って令和2年4月1日と記載していた。
神奈川県厚木保健福祉事務所	令和2年12月1日 (令和2年9月17日及び同月18日職員調査)	予算の執行において、令和2年3月に開催した感染症審査協議会結核部会及び入院延長審査会に係る委員報酬及び旅費11件、134,990円について、令和元年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、履行確認を行わないまま会計年度が終了したため、令和元年度予算で支出することができず、令和2年度予算により支出していた。

イ 県土整備局

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県住宅営繕事務所	令和3年2月8日 (令和2年11月16日から同月18日まで職員調査)	1 契約事務において、電子複写機の複写サービス契約5件（単価契約、令和元年度支出額1,544,433円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同年11月11日に行っていた。 2 工事事務において、平成30年度県営亀井野団地造成工事（道路）の設計額の積算に当たり、排水構造物工について、当初設計に引き続き、変更設計においてもL型側溝の材料費を12,828円過大に計上するなどしていたため、変更後の設計額（38,048,400円）が10,800円過大であった。

(2) 不適切事項が認められなかった監査実施箇所（3か所）

ア 政策局

未来創生課

イ 健康医療局  
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター